

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	生活保護に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

徳島県は、生活保護に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を行うことにより、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

徳島県知事

## 公表日

令和7年3月14日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活保護に関する事務
②事務の概要	<p>生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づき、生活に困窮する者に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長するための事務を行う。特定個人情報ファイルは、次の事務について使用する。</p> <p>①保護の実施に関する事務            ②保護の開始若しくは保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務            ③職権による保護の開始又は職権による保護の変更に関する事務            ④保護の停止又は廃止に関する事務            ⑤資料の提供等の求めに関する事務            ⑥就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務            ⑦進学・就職準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務            ⑧被保護者健康管理支援事業の実施に関する事務            ⑨保護に要する費用の返還に関する事務            ⑩徴収金の徴収に関する事務            ⑪生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバ等への特定個人情報の連携に関する事務            ⑫医療保険者等向け中間サーバ等における資格履歴の管理に関する事務            ⑬医療保険者等向け中間サーバ等における本人確認事務            ⑭医療保険者等向け中間サーバ等における機関別符号の取得等に関する事務</p>
③システムの名称	生活保護システム、番号制度連携ユニット、連携サーバー、統合宛名システム、中間サーバー、生活保護版レセプト情報管理システム、統合専用端末、医療保険者等向け中間サーバー等
2. 特定個人情報ファイル名	
生活保護に関する事務情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。) 第9条第1項別表 23の項            番号利用法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第15条            番号利用法施行条例(平成27年徳島県条例第59号) 第2条第1項 別表第一 1の項</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;            1) 実施する            2) 実施しない            3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【情報照会の根拠】            番号利用法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号) 第2条の表 42、43、161及び162の項            【独自利用における情報照会の根拠】            番号利用法第19条第9号            【情報提供の根拠】            番号利用法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表 13、14、18、20、28、37、40、42、48、49、53、59、63、69、74、75、76、86、87、89、96、108、125、132、141、144、151、155、158、161、167、168、169、170、171及び172の項</p>

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	徳島県保健福祉部地域共生推進課
②所属長の役職名	地域共生推進課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	徳島県生活環境部県民ふれあい課情報公開個人情報担当 〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地 電話番号:088-621-2024
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	①徳島県東部保健福祉局 〒770-0855 徳島市新蔵町1丁目67番地 電話番号:088-626-8711 ②徳島県南部総合県民局保健福祉環境部 〒779-2305 海部郡美波町奥河内字弁才天17番地1 電話番号:0884-74-7343 ③徳島県西部総合県民局保健福祉環境部 〒778-0002 三好市池田町マチ2415番地 電話番号:0883-76-0413
9. 規則第9条第2項の適用 <span style="float: right;">[ ]適用した</span>	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人以上1万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年3月31日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年3月31日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ O ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、生活保護事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力</li> <li>・特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリを含む。)の保管</li> <li>・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄 等</li> </ul>	

9. 監査	
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている      ] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策      ] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である      ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	生活保護システムへのアクセスについては、静脈認証によりアクセス可能な職員を限定するとともに、システム利用者の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っているため、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月30日	I 5 ② 所属長	地域福祉課長 矢間 奈津子	地域福祉課長 酒巻 英紀	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
平成28年6月30日	I 8 連絡先	①徳島県東部保健福祉局 〒770-8570 徳島市新蔵町1丁目67番地	①徳島県東部保健福祉局 〒770-0855 徳島市新蔵町1丁目67番地	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
平成28年6月30日	II 1 いつ時点の計数か	平成27年3月31日 時点	平成28年3月31日 時点	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
平成28年6月30日	II 2 いつ時点の計数か	平成27年3月31日 時点	平成28年3月31日 時点	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
平成29年6月30日	I 7 請求先	徳島県監察局監察課情報公開個人情報担当	徳島県監察局監察課ふれあい交流室情報公開個人情報担当	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
平成29年6月30日	II 1 いつ時点の計数か	平成28年3月31日 時点	平成29年3月31日 時点	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
平成29年6月30日	II 2 いつ時点の計数か	平成28年3月31日 時点	平成29年3月31日 時点	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
平成30年7月10日	I 5 ①部署	保健福祉部地域福祉課	徳島県保健福祉部国保・自立支援課	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
平成30年7月10日	I 5 ②所属長	地域福祉課長 酒巻 英紀	国保・自立支援課長 岡 航平	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
平成30年7月10日	I 7 請求先	徳島県監察局監察課ふれあい交流室情報公開個人情報担当	徳島県監察局監察課情報公開個人情報担当	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
平成30年7月10日	II 1 いつ時点の計数か	平成29年3月31日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
平成30年7月10日	II 2 いつ時点の計数か	平成29年3月31日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
令和1年6月4日	I 5 ② 所属長の役職名	国保・自立支援課 岡 航平	国保・自立支援課長 福壽 由法	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
令和1年6月4日	I 7 請求先	徳島県監察局監察課情報公開個人情報担当	徳島県監察局監察課評価課県庁ふれあい室情報公開個人情報担当	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
令和1年6月4日	II 1 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年3月31日 時点	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
令和1年6月4日	II 2 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年3月31日 時点	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
令和2年6月4日	I 1 ②事務の概要	特定個人情報ファイルは、次の事務について使用する。	特定個人情報ファイルは、次の事務について使用する。	事後	法令改正、記載内容の正確化による変更であり、重要な変更には当たらない。
令和2年6月4日	I 4 ②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 番号利用法第19条第7号 別表第二	【情報提供の根拠】 番号利用法第19条第7号 別表第二	事後	法令改正、記載内容の正確化による変更であり、重要な変更には当たらない。
令和2年6月4日	I 5 ② 所属長の役職名	国保・自立支援課長 福壽 由法	国保・自立支援課長	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
令和3年6月8日	II 1 いつ時点の計数か	平成31年3月31日 時点	令和3年3月31日 時点	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
令和3年6月8日	II 2 いつ時点の計数か	平成31年3月31日 時点	令和3年3月31日 時点	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
令和3年9月30日	I 4 ②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号利用法第19条第7号 別表第二 26の項	【情報照会の根拠】 番号利用法第19条第8号 別表第二 26の項	事後	法令改正、記載内容の正確化による変更であり、重要な変更には当たらない。
令和4年6月30日	I 4 ②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号利用法第19条第8号 別表第二 26の項	【情報照会の根拠】 番号利用法第19条第9号 別表第二 26の項	事後	法令改正、記載内容の正確化による変更であり、重要な変更には当たらない。
令和3年9月1日	I 4 ②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号利用法第19条第8号 別表第二 26の項	【情報照会の根拠】 番号利用法第19条第9号 別表第二 26の項	事後	法令改正、記載内容の正確化による変更であり、重要な変更には当たらない。
令和4年6月30日	II 1 いつ時点の計数か	令和3年3月31日 時点	令和4年3月31日 時点	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
令和4年6月30日	II 2 いつ時点の計数か	令和3年3月31日 時点	令和4年3月31日 時点	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
令和5年6月30日	II 1 いつ時点の計数か	令和4年3月31日 時点	令和5年3月31日 時点	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
令和5年6月30日	II 2 いつ時点の計数か	令和4年3月31日 時点	令和5年3月31日 時点	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
令和5年6月30日	I 1 ②事務の概要	生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づき、生活に困窮する者に対し、その困窮の程度	生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づき、生活に困窮する者に対し、その困窮の程度	事前	
令和5年6月30日	I 1 ③システムの名称	生活保護システム	生活保護システム、番号制度連携ユニット、連携サーバー、統合宛名システム、中間サーバー	事前	
令和5年6月30日	I 4 ②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号利用法第19条第9号 別表第二 26の項	【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号 別表第二 26の項	事後	法令改正、記載内容の正確化による変更であり、重要な変更には当たらない。
令和5年6月30日	I 5 ①部署	徳島県保健福祉部国保・自立支援課	徳島県保健福祉部国保・地域共生課	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
令和5年6月30日	I 5 ②所属長の役職名	国保・自立支援課長	国保・地域共生課長	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
令和5年6月30日	IV 4	[○]委託しない	[ ]委託しない	事前	
令和5年6月30日	IV 4	[ ]	[十分である]	事前	
令和7年3月14日	I 1 ②事務の概要	⑦進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務	⑦進学・就職準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務	事後	法令改正、記載内容の正確化による変更であり、重要な変更には当たらない。
令和7年3月14日	I 3 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。) 第9条第1項別表第一 15の項 番号利用法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第15条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。) 第9条第1項別表 23の項 番号利用法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第15条 番号利用法施行条例(平成27年徳島県条例第59号) 第2条第1項 別表第一 1の項	事後	法令改正、記載内容の正確化による変更であり、重要な変更には当たらない。

